

令和7年度 指定管理者候補者選定要領

第1 趣旨

この要領は、甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例（平成26年甲斐市条例第1号。以下「条例」という。）により設置する甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）における指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

1 選定の対象施設

しのはら公園

2 募集形態

公募

3 選定評価委員会の委員

選定評価委員会の委員は、条例第3条の規定によるものとする。

4 選定の基準

選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の内容が、しのはら公園の設置目的を効果的に達成できるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (3) 事業計画の内容が、しのはら公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な物的能力及び人的能力を有するものであること。

第3 審査及び選定

1 指定管理者の候補者の選定

選定評価委員会は、募集要項や仕様書等に基づき、申請をした団体（以下「申請団体」という。）のうちから、審査の結果、申請内容が最も優れていると認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

2 審査及び選定の方法

(1) 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）による第1次審査、当該団体によるプレゼンテーション、ヒアリングを踏まえた第2次審査及び最終審査の3段階の審査を経て行う。

（2）第1次審査（書類審査）

すべての申請団体について、提出書類をもとに書類の不備、募集要項に規定している資格要件に抵触していないか等の審査を実施し、第1次審査通過団体を選定する。

（3）第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過団体について、それぞれ30分以内で提出書類の内容に関するプレゼンテーションを受け、引き続き30分程度の質疑応答を行う。この場合、プレゼンテーション等を行う順序は、申請のあった順によることとする。

すべての団体のプレゼンテーション及び質疑応答が終了した後に採点を行う。

第2の4の選定の基準を踏まえて定める指定管理者候補者選定基準表に基づき、審査及び採点（最高点100点）を行う。

選定評価委員会の各委員が個別の採点を行った後、選定基準の項目ごとにこれを集計した点数を選定評価委員会の委員の数で除して得た数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）を算出し、その合計の最も高い団体を指定管理者の候補者として選定する。ただし、評点の合計が50点に満たない場合、または各審査項目の評点が半数に満たない項目がある場合は、失格とする。

（4）最終審査（指定管理者候補者の選定）

選定評価委員会の委員が個別の採点を行った後、集計を行い、評点の合計点の高い順番に順位を付す。合計点が同点の場合は、審査項目のうち配点が最も高い項目の合計点の高い団体を上位とする。それでも同じ場合は、次に配点が高い項目の合計点の高い団体を上位とし、以下同様とする。

この評点に基づき、合計の最も高い団体が指定管理者の候補者としてふさわしいか審査を行う。審査の結果、指定管理者の候補者として1団体を選定する。

なお、応募者が1団体のみだった場合については、再公募を行わず、評点の合計が5割以上であることを条件として、その団体が指定管理者の候補者としてふさわしいか審査をする。

（5）審査日程

- ・第1次審査：令和8年3月上旬
- ・第2次審査及び最終審査：令和8年3月下旬

第4 選定結果の公表等

選定結果については、すべての申請団体に通知するとともに、市のホームページ、広報誌においてその概要を公表する。ただし、公表することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。なお、開示請求権を有するものからの情報公開請求があった場合は、次のとおりとする。

公 表 項 目	公 表 内 容
① 応募団体名	公表する
② 選定団体名	公表する
③ 指定の期間	公表する
④ 選定理由	選定団体のみ選定理由を公表する
⑤ 応募団体の提案内容	選定団体のみ公表する
⑥ 応募団体の収支計画	選定団体のみ公表する
⑦ 応募団体の評点及び順位	当該団体の評点及び順位のみ公表する
⑧ 選定評価委員会の委員 の個別の採点数	公表しない

※⑤⑥に規定する選定団体から提出された申請書の提案内容及び収支計画は、知的財産権としての性格を有する法人情報であるとともに営業上の秘密又は著作権法第19条の規定によるものがあるため、選定団体の申請書の写しの交付を請求された場合等については、甲斐市情報公開条例第15条の規定に基づき、第三者保護に関する手続きを行い、選定団体の意見を提出する機会を与える。この場合、開示すると法令に抵触するときは、当然非開示とする。